

矯正処遇

改善指導

改善指導とは、受刑者に対し犯罪の責任を自覚させるとともに、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するために必要な知識及び生活態度を習得させるための指導です。

改善指導は、一般改善指導と特別改善指導に区分されます。

一般改善指導	被害者感情の理解、規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与、心身の健康増進、生活設計、行動様式の付与を目的とし、受刑者全般に実施
特別改善指導	個々の受刑者の問題や資質等に焦点を当て、犯罪に至る要因を除去するなど、特別に集団等を編成して実施 ●薬物依存離脱指導(R1) ●暴力団離脱指導(R2) ●被害者の視点を取り入れた教育(R4) ●交通安全指導(R5) ●就労支援指導(R6)

教科指導

教科指導とは、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生等に支障が認められる受刑者に対して行うもの(補習教科指導)と、学力向上を図ることが円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に対して行うもの(特別教科指導)があります。



給 養

受刑者の生活に必要な食事、寝具、日用品等は、原則として全て国が給与又は貸与します。

食事のうち、主食は米7:麦3の混合比率となっており、作業の軽重に応じて3段階の熱量に分けられています。副食の献立は、栄養や受刑者の嗜好を考慮した上、同一量が給与されます。

なお、当所は、公共サービスの改革に関する法律及び公共サービス改革基本方針に基づく給食業務の民間委託を導入する刑事施設に指定され、平成28年3月16日から給食業務の民間委託を実施しております。



高知刑務所で働く職員

刑 務 官

刑務官は、国家公務員であり、人事院で行う刑務官採用試験によって合格した者の中から採用されます。職員は、施設の保安警備及び被収容者に対し刑務作業を行わせるほか、生活指導、職業訓練、クラブ活動の指導、並びに悩み事に対する助言、教育活動を通じて改善更生への援助と社会復帰を促進するため努力しています。

また、刑務官は、その心身の健全を保つため、柔道、剣道、護身術の訓練を行うほか、その他各種研修も活発に実施しています。



作業専門官

受刑者が実施する作業の受注や製品の開発、受刑者に対する専門的な技術指導、作業安全衛生指導を行っています。

調査専門官 教育専門官

受刑者の能力(作業への適性)や性格、生い立ちなどを面接を通じて科学的に分析し、処遇方針を決定する際の情報提供を行う重要な役割を担っているほか、受刑者の心情の把握やその安定を図るための面接や改善指導を企画実施しています。

医 師 等

受刑者の病気の予防と治療に携わっています。健康管理は、円滑な社会復帰の基盤となります。また、医療スタッフとして看護師と薬剤師も勤務しています。

なお、その外にも、社会福祉士や就労支援スタッフなどが配置され、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰のため、専門スタッフが関係機関と連携しながら勤務しています。

CAPIC製品について



刑務作業は、受刑者の円滑な社会復帰に大きな役割を果たしております。社会の皆様方の御理解と温かい御支援が受刑者への何よりも励みとなります。現在、刑務作業で制作した製品を「キャピック」というブランド名で、安くて良い製品として多くの皆様に御愛用いただいております。

キャピック製品のお求めや問い合わせは、下記にお気軽に御連絡ください。

CAPIC製品の
お問い合わせ先

高知刑務所企画部門作業担当
直通電話 (088) 866-5351
ファクシミリ (088) 866-0732



高知刑務所



The Kochi Prison

高知刑務所

〒781-5101 高知市布師田3604-1
TEL.088-866-5454

目的

当所は、主に、受刑者を収容し、刑の執行を通じて社会適応性をはん養するとともに、円滑な社会復帰(改善更生)を実現するほか、出所後の再犯を防止するために必要な改善指導や就労支援を行っております。また、拘留所としての役割も有しており、勾留中の被疑者及び被告人を収容して、正当な防御権の行使に支障を来すことなく、公平な裁判が受けられるよう配慮しています。

中村拘留支所は、四万十市に所在し、主に、勾留中の被疑者及び被告人を収容しています。

沿革

高知刑務所

明治 4年 4月 土佐郡小高坂村に囚獄(既決監)及び監倉(未決監)として開設

明治 4年12月 廃藩置県により土佐藩学致道館跡(旧施設所在地一高知市丸ノ内、現城西公園敷地)に徒刑所を設置

明治 6年 3月 徒刑所が懲役場と改称

明治13年 9月 高知県監獄署と改称

明治14年 4月 高知県監獄本署と改称

明治23年10月 高知県監獄署と改称

明治36年 4月 監獄官制改正により高知監獄と改称

大正11年10月 官制改正により高知刑務所と改称

昭和51年10月 現在地に移転

平成28年 3月 新給食棟が完成。公サ法に基づく給食業務の民間委託を開始

中村拘留支所

明治15年 3月 現在地(四万十市中村丸の内)に高知県監獄支署設置

明治19年 8月 中村監獄と改称(以降、6回改称)

明治43年10月 中村拘留支所と改称

昭和62年10月 現地改築工事開始(収容業務一時停止)

昭和63年 5月 新築落成・収容業務再開



規模

高知刑務所	敷地面積	121,749㎡
	建物面積	14,054㎡
	延床面積	17,524㎡
	収容定員	543人(既決441人、未決102人)
中村拘留支所	敷地面積	1,835㎡
	建物面積	589㎡
	延床面積	978㎡
	収容定員	20人(既決3人、未決17人)

組織



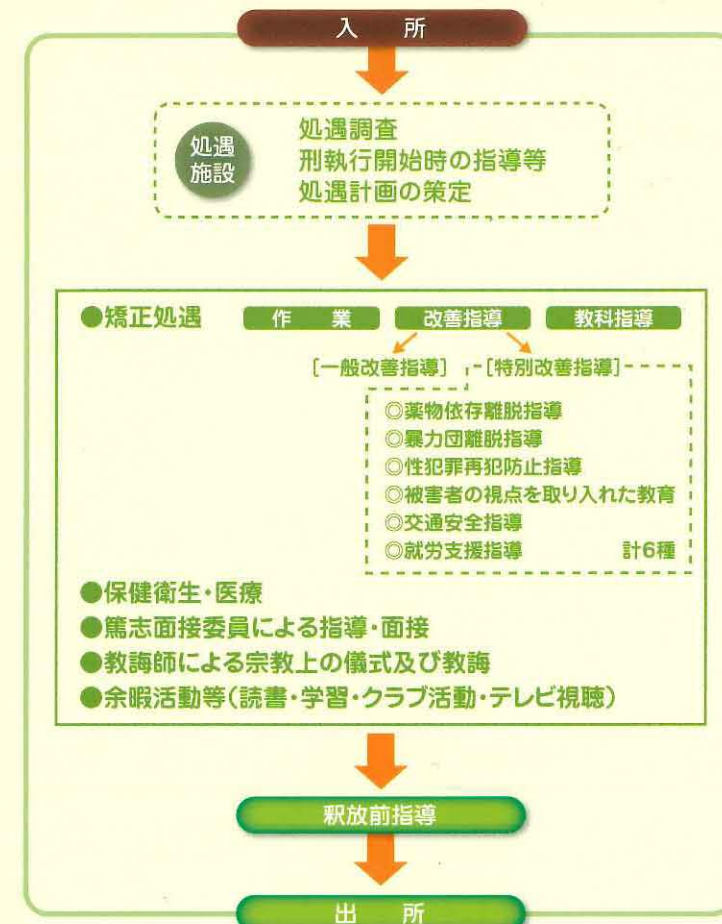
収容対象

当所は、主に四国地方で刑が確定した受刑者のうち、執行刑期10年未満の犯罪傾向の進んだ20歳以上の受刑者を収容しています。

受刑者の一日

区分	時間	区分	時間
起床	6:40	休憩	14:30~14:40
朝食	7:10	作業終了	16:35
作業開始	7:55	夕食	17:05
休憩	10:00~10:10	余暇時間	17:30~21:00
昼食	12:00~12:20	就寝	21:00

入所から出所まで



矯正処遇

作業

刑務作業は、受刑者の社会復帰に大きな効果が期待されていますが、出所後に職業に就くことは、受刑者が社会復帰を遂げる上で極めて重要で、就職等に御支援いただけることは、明るい社会を築くための大きな力となります。刑務作業を通じて規律ある生活の維持と規則正しい生活態度の習得、共同生活への順応、勤労意欲の養成、職業技能や知識の習得、忍耐力・集中力のかん養という大きな効果が期待されます。

また、当所では、社会での就労に役立てるため、職業訓練としてビル家屋の環境衛生の維持・向上に係る知識や技能を習得させる「ビルハウスクリーニング科」、パソコンの基本的な操作方法や知識等を習得させる「ビジネススキル科」を実施しています。

主な業種 木 工: 書棚・ワゴン・ふた付き木製箱等
洋 裁: エプロン・巡礼用白衣等
その他: ヘルメット製造・紙加工製品等